

あかるく住みよい ふくしのまちづくり

～ささえ愛 たすけ愛 つながる愛～

町民のみなさま

地域とともに



ふれあいネットワーク

社会福祉協議会

行政・関係機関



社会福祉法人 吉見町社会福祉協議会

令和6年度（4月版）

<目次>

社協とは	1
実施している事業	2
月別行事・事業（予定）	3
地域福祉事業	4～8
牛乳給食サービス、見守り活動推進員活動、配食サービス事業、 福祉移送サービス事業、ささえあいサービス事業、ふれあい・いきいきサロン、 小地域福祉活動の推進、子どもの居場所づくり活動の推進、福祉教育の推進、 生活支援体制整備事業、備品の貸出し	
ボランティア関連事業	9～10
相談事業	11～12
心配ごと相談所、生活福祉資金貸付事業、彩の国あんしんセーフティネット 事業、福祉資金貸付事業、あんしんサポートねっと、法人成年後見事業	
福祉団体事務事業	13
日本赤十字社埼玉県支部吉見町分区	14
埼玉県共同募金会吉見町支会	15
介護保険事業 等	16～17
(訪問介護、通所型介護予防、居宅介護支援)	
老人福祉センター荒川荘	18

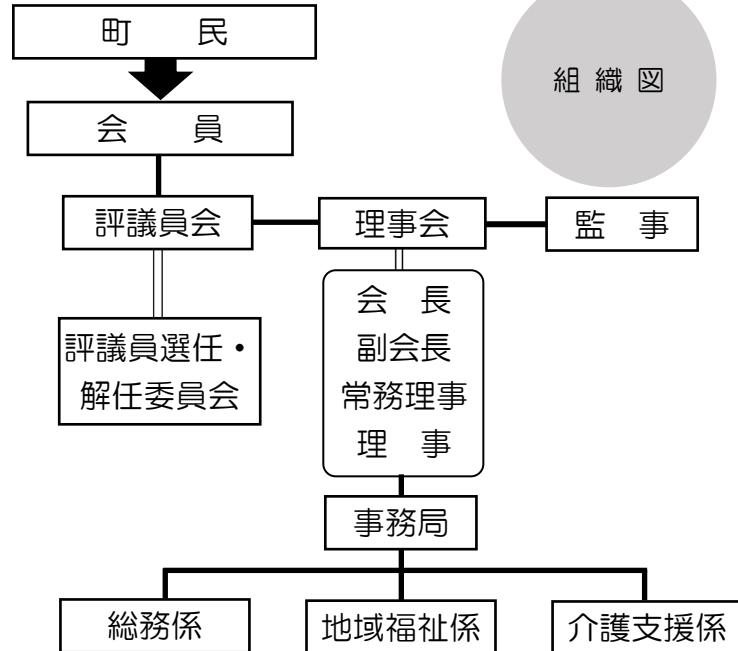


「社協」とは・・・
社会福祉協議会の略称です。
吉見町社協は、住民の福祉増進をはかるため、昭和62年7月3日に設立されました。

組織、役割、財源等について

吉見町社会福祉協議会は、地域の福祉問題を中心として、高齢者・障がい者・子どもたちなど地域のすべての人びとが暮らしやすい「福祉のまちづくり」を進める団体です。

この目的を達成するための事業として、調査やサービスの企画・実施を行うとともに、地域住民の参加と各種組織（行政・民生児童委員・主任児童委員・福祉団体・学校・ボランティアなど）と手をつなぎ「福祉のまちづくり」への参加を支援する役割を担っています。



社会福祉協議会 会員会費

核家族化や急速な少子高齢化の進行に伴い、私たちの住む吉見町もたくさんの問題を抱えています。

住民一人ひとりの参加により福祉活動を進めていくため、助け合いの精神とともに会員制度を導入し、みなさんにご加入いただき、その会費によって活動を行っています。

町民の皆さんには、吉見町社会福祉協議会の様々な地域活動をご理解いただき、毎年、ご協賛いただいています。

会員の募集にあたっては、福祉委員の区長様、班長様等にご協力をいただいております。

一般会員	一般世帯を対象	1世帯	1,000円 (年額)
賛助会員	趣旨に賛同した個人を対象	1 口	3,000円 (以上)
特別会員	篤志家、法人 ・事業所を対象	1 口	5,000円 (以上)

◎ご希望により特別会員（法人・事業所）は、本会ホームページにリンクさせていただきます。

財源は、町や県の補助金、委託金、交付金、共同募金配分金、自主財源（会費）、寄付金などが主なものです。

町の補助金・委託金・交付金で実施している事業

- ・老人福祉センター荒川荘（指定管理）
- ・敬老会
- ・心配ごと相談所
- ・配食サービス（一部）
- ・通所型介護予防事業
(げんきまもり隊)
- ・ささえあいサービス事業（一部）
- ・生活支援体制整備事業

埼玉県社協等からの助成金で実施している事業

- ・ボランティア関連事業（一部）
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・福祉サービス利用援助事業（一部）
(あんしんサポートねっと)

共同募金配分金で実施している事業

【赤い羽根募金】

- ・ふれあい・いきいきサロン
- ・福祉協力校指定事業
- ・牛乳給食サービス（一部）
- ・福祉団体助成
- ・子どもの居場所づくり活動の推進
- ・社協だより発行

【歳末たすけあい募金】

- ・歳末援護金
- ・牛乳給食サービス（一部）
- ・社協だより発行

自主財源で実施している事業

- 小地域福祉活動の推進
- 福祉移送サービス事業
- 備品の貸出し
- ボランティア関連事業（一部）
- ささえあいサービス事業（一部）
- 配食サービス事業（一部）
- 牛乳給食サービス（一部）
- 法人成年後見事業
- 介護保険事業【居宅介護支援、訪問介護】
- 障がい福祉サービス事業【居宅介護、移動支援】
- 福祉資金貸付事業
- 災害による被災世帯の支援
- 見守り活動推進員活動
- 各福祉団体事務局【遺族会、赤十字奉仕団、シニアクラブ連合会】

●印は社協会員の特典事業です。

（各事業は、変更になる場合があります。）

月別行事・事業（予定）

（各事業は、変更になる場合があります。）

4月

- ・区長会（福祉委員委嘱）
- ・第三者委員会
- ・移送サービス事業定例会

5月

- ・決算監査
- ・理事会
- ・吉見町地域つながり協議会会議
- ・日本赤十字社会員増強運動
- ・各福祉団体総会

6月

- ・理事会、評議員会
- ・評議員選任・解任委員会
- ・心配ごと相談所全体会
- ・福祉協力校交流会
- ・配食サービスボランティア定例会
- ・小地域福祉活動助成事業説明会
- ・ふれあい・いきいきサロン説明会
- ・担い手養成講座

7月

- ・ささえあいサービスフォローアップ講座
- ・社協だより発行

8月

- ・荒川荘囲碁大会、将棋大会、輪投げ大会（個人）
- ・ボランティア体験プログラム
- ・地域活動会議
- ・全国戦没者追悼式

9月

- ・敬老会
- ・心配ごと相談所全体会
- ・つくしの会（電話訪問）定例会
- ・活動者会議

- その他の**
- ・心配ごと相談所（毎月第2、4火曜日）
 - ・つくしの会電話訪問（毎週木曜日）
 - ・傾聴ボランティア施設訪問（毎月数回）
 - ・福祉教育（隨時）
 - ・いまいる【居場所】（月3回程度）
 - ・介護保険事業、障害福祉サービス（通年）
 - ・通所型介護予防事業（毎週 火、金）

10月

- ・社協会員募集（予定）
- ・赤い羽根共同募金運動
- ・読み聞かせボランティア講座、定例会
- ・移送サービス事業定例会
- ・活動者会議
- ・吉見町地域つながり協議会会議
- ・荒川荘パークゴルフ大会
- ・県戦没者追悼式

11月

- ・理事会
- ・福祉まつり
- ・荒川荘輪投げ大会（団体）
- ・傾聴ボランティアフォローアップ研修、定例会
- ・メンズクラブ研修
- ・ささえあいサービスフォローアップ講座
- ・社協だより発行

12月

- ・歳末たすけあい運動及び各事業
- ・心配ごと相談所全体会
- ・配食サービスボランティア定例会
- ・見守り活動推進員会議
- ・ふくしまのごとフォーラム
- ・一人暮らしの方との交流会（赤十字奉仕団）

1月

- ・災害ボランティア研修会

2月

- ・ささえあいサービス定例会
- ・読み聞かせボランティア定例会
- ・法人成年後見事業運営委員会
- ・日本赤十字防災セミナー
- ・地区懇談会

3月

- ・理事会、評議員会
- ・心配ごと相談所全体会
- ・荒川荘歌と踊りの発表会、囲碁大会、将棋大会
- ・つくしの会（電話訪問）研修、定例会
- ・福祉サービス利用援助事業生活支援員会議
- ・吉見町地域つながり協議会会議
- ・赤十字奉仕団研修
- ・社協だより発行

地 域 福 社 事 業

牛乳給食サービス

満70歳以上の一人暮らし高齢者に対して、安否確認のために牛乳等の給食を行い、日常生活の福祉の向上を目指します。(週2本)

【対象にならない方】

吉見町在宅高齢者等配食サービス事業をご利用の方
希望する方の子又は孫が町内で家庭を持っている場合



見守り活動推進員活動

日々の暮らしの中で、ゆるやかに見守り活動を行い、身近な地域生活上の課題(困りごと)をキャッチしたり、声かけ等の安否確認を行います。気になる方や援助が必要だと思われる方がいたら、民生委員や社会福祉協議会へつなぎます。

【対象者】年齢や世帯の基準はありません。

配食サービス事業

65歳以上の高齢者世帯又は障がい者等で、日常の調理が困難な方に対して、定期的に栄養バランスのとれた昼食をボランティアさんが配達し、声かけ・安否確認を行います。

【利用料】1食300円利用者負担



福祉移送サービス事業

社協会員の要介護・要支援認定者及び事業対象者で、心身に障害があり、家族等の補助なしでは外出が困難な方に対して、有資格者が福祉車両を使用して病院・介護施設・公共施設への外出を支援するものです。

【利用料】700円／30分 と 20円／1Km の合計額





ささえあいサービス事業

思いやりでつなぐ
地域の輪



介護保険サービスなどの公的制度等ではまかないきれない身の回りの軽易な作業に対し支援を行います。地域の方の協力を得て、すべての人が地域でより安心した生活を送れるよう「支え合い・助け合い」の町づくりを目指します。また、吉見町商工会と協定を結び、ささえあいセンター会員への謝礼に地元の商店で利用できる吉見町商工会発行の「吉見町地域通貨（共通商品券）」を活用することで、地元商店の活性化も推進しています。

1 サービスの内容

買物代行／外出の付添い支援／部屋の掃除／簡単な調理／洗濯・布団干し／話し相手・見守り／ゴミ捨て／庭の手入れなどの簡単な屋外作業 等

2 利用できる方（利用会員）

吉見町に住所があり、ささえあいサービス事業の利用が適切であると認められる方

3 利用にかかる料金

30分あたり300円（ささえあい利用券にて精算）



▲ささえあい利用券

4 サービスの利用時間

平日の午前9時から午後5時まで（土日・祝日及び12/29～1/3を除く）

5 利用の方法

- ①社会福祉協議会に利用の相談をすると、職員が訪問し困りごとと家族等の支援状況を確認します。
- ②サービス利用が適切であると認められる場合、利用会員として登録します。
- ③サービス利用の前に、社会福祉協議会が発行する1枚300円「利用券」を購入します。
- ④サービスを提供する「ささえあいセンター会員」との調整ができたら、社会福祉協議会から連絡します。
- ⑤サービスを提供する「ささえあいセンター会員」が、約束の日時に訪問し支援します。
- ⑥サービスが終了したら、サービス利用時間に応じた「利用券」を「ささえあいセンター会員」に渡します。

サービスを提供する方（ささえあいセンター会員）

募集中！



「センター会員」として登録し、協力していただける方。
謝礼として、サービス提供時間1時間につき「吉見町地域通貨（共通商品券）」（額面500円）1枚を受け取ることができます。



▲吉見町地域通貨商品券

ふれあい・いきいきサロン

社協では、地域でお互いにつながりをつくる集いの場として、ふれあい・いきいきサロン事業を推進しています。



ふれあい・いきいきサロンってなに？

地域住民で気軽に集える「地域の交流の場」です。

地域に住む人たちが出会い、交流し、仲間づくりができ、共に楽しい時間を過ごしながら、地域社会のつながりを推進します。

サロンの効果

近隣とのつながりづくり、困りごと発見、情報交換、仲間づくり、孤立・引きこもり防止、参加者同士の見守り、介護予防、認知症予防 など

【助成金】赤い羽根共同募金の配分金から活動費の一部を助成します。



令和5年度 サロン一覧（サロン名・活動エリア）

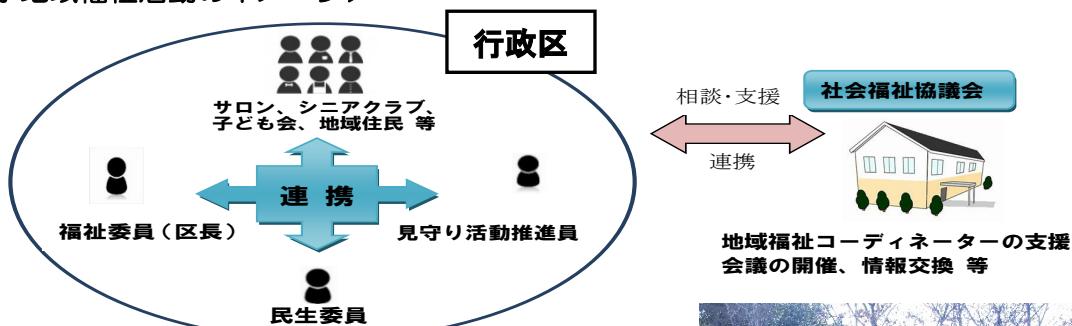
一ツ木いきいきサロン	一ツ木	賀美ふれあいサロン	久保田賀美
いきいきサロン本沢	本沢	健やかサロン	和名
地頭方お茶飲み会	地頭方	大串なかよし会	大串上西・大串登戸
コスマスサロン	西地区	みどりのサロン	南吉見
なかよしキッズ	湖畔	ひなたやまサロン	日向山
なごみの会	東地区	谷口なかよしサロン	谷口
ごしょクラブ	御所	谷口カラオケ倶楽部	谷口
さくら台いきいきサロン	さくら台	新吉見どんぐりクラブ	新吉見
松ノ平懇親会	松ノ平	シニアふれ愛サロン	久保田新田・高尾新田・蓮沼新田・古名新田
松崎いきいき会	松崎	御所団地なかよし会	御所団地
松崎お茶飲み会	松崎	紫陽会	中曽根
今泉 和の会	今泉	飯島元気サロン	飯島新田
たつみ平サロン	たつみ平	前山結の会	前山
アジサイの会	江口	いちたすいち	町内全域
天王山いきいきサロン	天王山	江綱サロン	江綱
茶和会	学校前	美和サロン	ひばりヶ丘
江和井サロンふれんどお茶のみ会	江和井	根古屋再会	根古屋

小地域福祉活動の推進

身近な地域での住民のつながりや支え合いの関係を作るために、小地域福祉活動を推進します。地域住民、民生・児童委員、福祉委員（区長）、ふれあい・いきいきサロン関係者などの皆さんと連携し、身近な地域の福祉課題について地域全体の課題として考え方を図り、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指します。

【助成金】基本額10,000円に当該行政区の社協会費前年度実績額の10%相当額を加えた額を上限とし、活動費の一部を助成します。

＜小地域福祉活動のイメージ＞



【令和5年度 実施地区一覧 13地区】

成城台	谷 口	流 川	前 山
久保田賀美	新吉見	学校前	日向山
天王山	松ノ平	地頭方	松 崎
ーツ木			



子どもの居場所づくり活動の推進

子どもたちの健全育成及び貧困の連鎖解消のための子どもの居場所づくり活動を推進します。

【助成金】赤い羽根共同募金の配分金から活動費の一部を助成します。

（令和5年度 3団体）

チーム子どもの居場所よしみ
よりにてい
寺子屋



福祉教育の推進

地域での福祉教育活動における講師の派遣及び備品の貸出を行います。身の回りの人々や地域との関わりを通じて、「共に生きる力」を育み、地域の福祉力を培い、“ふだんのくらしのしあわせ”の実現を目指し、出前講座等の活動を行っています。



生活支援体制整備事業

地域において、関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発やネットワーク構築等のためのコディネート業務を実施し、生活支援コーディネーターを中心に、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進します。

協議体の運営

吉見町地域つながり協議会を組織し、地域の実情を把握して、課題解決に向けた社会資源の開発等を行います。

居場所づくり事業

誰もが気軽に立ち寄れて、お互いさまの関係づくりを築くため交流の場（居場所）づくりを推進します。住民自らが自主的な企画・運営を行い、世代を越えた地域住民の交流の場として、多くの方に利用されています。



担い手養成事業

地域の困りごとや住民ニーズを解決するために、またシニア世代の活躍の場を創出するための地域活動への参加をきっかけとする講座を開催します。地域活動や生活支援サービスの担い手として、受講者を「自分らしい活動」の場へとおつなぎします。



社会参加促進事業

専門職や企業と連携し、社会参加の機会創出や地域課題の解決に向けた取り組みを推進します。



移動販売事業

移動販売車を利用した移動販売を実施し、買物支援と身近な地域で気軽に集まれる居場所づくりを推進します。

備品の貸出し

社協会員の方に対して、車いす、テントなどを無料で貸し出します。(期間は要相談)

車いす（自走式、介助用）	テント（大、小）	手のひら健康バーレーセット
フライングディスク	車いすスロープ	輪投げセット
ハンドベル	炊き出しセット	ペタンク

ボランティア関連事業



ボランティアセンターって？

ボランティアセンターは社会福祉協議会の中に設置されています。ボランティア活動を推進し、誰でも気軽に、楽しく活動していただくための支援を行っております。

例えば・・・

- ・ボランティアに関する相談、情報提供
- ・ボランティア(個人・団体)の登録、把握
- ・ボランティアセンター連絡会議の開催
- ・福祉教育の推進（福祉教育・ボランティア学習活動に関する講師の派遣
及び備品の貸出 など）
- ・ボランティア講座の開催
- ・ボランティア体験プログラム事業
- ・ボランティア保険の加入促進

ボランティアセンターに登録すると…

- ▶ 社会福祉協議会にボランティアの派遣依頼があった時、または事業にご協力いただきたい時などにご連絡します。 ⇒活動の幅が広がります
- ▶ ボランティア育成のため様々な講座等を実施します。また、年に1回、登録したボランティア相互の親睦と連携を図るための交流会を行います。 ⇒活動のつながりができます
- ▶ 民間等からの助成金情報や研修情報について、ボランティアセンターを通じて提供します。 ⇒自発的な活動へつながります
- ▶ 打合せや会議等、使用目的によってボランティアセンターを利用することができます。
(要予約) ⇒活動拠点ができます

個人登録

活動の分野は問わず、地域でボランティアを始めたい人、またはボランティアを行っている人であれば誰でも登録できます。

	活動名	活動内容	主な分野
1	つくしの会	ひとり暮らしのお年寄りの方を対象に、ボランティアにより電話訪問を行い、お話し相手や安否確認を行っています。	高齢者
2	配食サービスボランティア	ひとり暮らしのお年寄りの方等を対象に、お弁当を配達し、声かけや安否確認を行っています。	高齢者
3	傾聴ボランティア	お話する機会の少ないお年寄りの方等を対象に、ボランティアがお話に耳を傾け心に寄り添うことで気持ちの整理や安定へつなげるお手伝いを行っています。	高齢者
4	災害ボランティア	災害時の支援のお手伝いを行います。現在は、いざという時に備え、研修会を行っています。	災害
5	読み聞かせボランティア	子ども等を対象に、絵本等の読み聞かせを行い、楽しい時間を過ごしながら豊かな人間形成を支援します。	児童
6	将棋ボランティア	ボランティアの特技を生かし、将棋のお相手やお話し相手を行っています。	高齢者 障害者 等
7	福祉教育ボランティア	学校や地域に対する福祉教育推進のお手伝いを行っています。	地域

8	万華鏡・竹とんぼ等	万華鏡や竹とんぼ等、キットを使って、みんなで楽しく作ります。	高齢者・障害者・児童 等
9	ピアノ・ボランティア	ピアノ演奏により、童謡等をみんなで楽しく歌います。 (ピアノはボランティアが持参します)	高齢者 障害児・者等
10	バルーンアート	色々な風船を使って、さまざまなバルーンをみんなで楽しく作ります。	高齢者・障害者・児童 等

団体登録

活動の分野は問わず、施設や在宅でのボランティアをしてみたい団体、または地域でボランティアをしている団体であれば、登録することができます。(令和5年度登録現在)

	活動名	活動内容	主な分野
1	吉見手話サークル あゆみ	手話の勉強、手話教室 等 聴覚障害者との交流	障害者 (児童)
2	ひばりを囲む会	吉見町地域活動支援センターNPO法人ひばりでの 創作的活動、生産活動等の補助や社会交流の補助	障害者
3	絵手紙の仲間	絵手紙を配食サービス利用者へ配布、銀行や公民館へ展示 悠友館で体験教室	高齢者 等
4	松山城跡保存会	松山城の保存に関する事 保護意識向上のための見学会、また城跡の整備事業 等	環境
5	童謡クラブ なのはな	童謡・唱歌を中心とした歌唱練習、合唱練習 特別養護老人ホームでの演奏、小学校ミニコンサート 出演、その他コンサートや音楽会へ出演 等	高齢者・障害者・ 児童 等
6	ひだまりサロン	高齢者や地域の方がお茶を飲んだりおしゃべりしたり 趣味や体操など気軽に集えるふれあいの場作り。 様々なイベント開催 等	高齢者 児童 等
7	吉見町青少年 相談員協議会	夏キャンプ、ハロウィーンパーティ、クリスマス会、 よしみまつり、こどもまつり 等 “子どもたちと遊ぶことに全力投球”しています！	児童
8	彩の国ママ俱楽部	母親等に対するベビーマッサージ、ヨガ 等	親子等
9	わらべ	ギター、ハーモニカ、オカリナ、腹話術、手品等を 福祉施設やイベントなどで披露します！	高齢者・障害者・ 児童 等
10	第1ハーモニカ会	ハーモニカ演奏、合唱、手品等を福祉施設やイベントな どで披露します！	高齢者・障害者・ 児童 等
11	やさしいフラ (ナニアロハ)	フラダンス、歌による交流	高齢者・障害者・ 児童 等
12	若宮流寿乃会	舞踊、歌による施設訪問	高齢者・障害者・ 児童 等
13	ふれあい 音痴クラブ	童謡や唱歌・歌謡曲・民謡を歌い、参加者の方と 一緒に歌う。	高齢者・老人福 祉施設等
14	とりにてい	共生社会の再現のために、福祉を基本にイベント等を企 画・実施	高齢者・障害者・ 児童・環境
15	チーム子どもの 居場所・よしみ	子ども達への食事や遊び、学びの支援 子ども食堂の開催（しいの木ひろば）	児童 等
16	紫苑 (しおん)	朗読学習会及び朗読会の開催	高齢者・障害 者・児童 等

相談事業

心配ごと相談所

地域の皆さん日常生活での悩みごとについて一緒に考え、解決するためのお手伝いをします。「どこに相談したらよいかわからないけど、聞いてほしい」「ご近所に心配な人がいる」など、内容や対象は問わず、ご相談をお受けしています。必要に応じ専門機関への橋渡しを行います。

- ★毎月第2・4火曜日 午前10時～午後3時（無料）
- ★秘密は厳守いたします。
- ★予約は必要ありません。（来所順）



生活福祉資金貸付事業

【実施主体】埼玉県社会福祉協議会

世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的に、下記の貸付・相談を行っています。各資金の詳しい内容や要件、必要書類についてはお問い合わせください。
(県社協より受託運営)

① 総合支援資金

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために貸与を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金。

② 福祉資金（福祉費・緊急小口資金）

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、自立生活を営むために必要な経費を貸し付ける資金。

③ 教育支援資金

低所得世帯に対し、高等学校、大学、高等専門学校等に就学あるいは入学に際して、必要な経費を貸し付ける資金。

④ 不動産担保型生活資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

低所得または要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金。

彩の国あんしんセーフティネット事業

既存の制度では対応できない様々な生活課題を抱える人に対して、相談支援を行い、利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うほか、ひつ迫した状況の場合、現物給付を行い、生活にお困りの人の自立を支援します。

福祉資金貸付事業

【実施主体】吉見町社会福祉協議会

吉見町社会福祉協議会で行っている貸付事業で、福祉資金の貸付けと援助指導を行うことにより、低所得者の応急的需要を満たし、生活の安定と自立の助長を図る目的で行っているものです。

【対象者】吉見町在住の低所得世帯で、臨時の出費や収入欠除のため、生活を脅かされ、生活を維持するために応急的な資金を必要とし、担当民生委員が適当と認めた者

※慢性的な収入欠除や遊興等での浪費癖がある場合は貸付対象外

【貸付額】1世帯につき 10,000円以内
(ただし、必要と認めた場合にのみ
最大30,000円まで検討)



福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」

もの忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの相談や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。(県社協から受託運営)



援 助 の 内 容	利 用 料 金
福祉サービス利用援助 日常生活上の手続き援助 日常的金銭管理	1回1時間まで 1,200円 以降30分ごとに400円が加算されます。 ただし、日常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合、又は金融機関において代理により援助を行う場合は、1回1時間まで1,600円になります。
書類等預かりサービス	基本料 1年間 2,000円 利用料 1か月 500円

- ◆生活支援員宅から利用者宅までの往復の交通費は利用料金に含まれますが、利用者宅から金融機関等への移動にかかる交通費などの実費は、別途ご負担いただきます。
- ◆生活保護世帯は無料です。

法人成年後見事業

町社会福祉協議会が法人として成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力を補い、安心して日常生活が送れるよう財産管理やサービス利用契約等、様々な手続きの法律行為を支援します。

福祉団体事務事業

社協に事務局を置く福祉団体

● 吉見町遺族会

戦没者の慰靈と顕彰を目的とした遺族の団体

- ・靖国神社参拝
- ・護国神社例大祭
- ・全国戦没者追悼式
- ・善光寺参拝
- ・盆中線香配布
- ・埼玉県戦没者追悼式
- ・町戦没者追悼式（3年に1回）



▲忠靈塔（吉見観音境内）

● 吉見町赤十字奉仕団

人道的な諸活動を身近な社会の中で実践しようとするボランティア団体

- ・一人暮らし高齢者交流会
- ・敬老会湯茶接待
- ・炊き出し訓練
- ・福社まつり
- ・奉仕団員研修会
- ・町、社協事業に参加



● 吉見町シニアクラブ連合会

高齢者による自主的な組織で、会員相互の親睦を図り、会員の資質向上や健康維持及び社会奉仕にも努め生きがいを高めようとする団体（加入年齢 おおむね60歳以上）

- ・各スポーツ大会（パークゴルフ、グラウンドゴルフ）
- ・輪投げ大会
- ・福社まつり（バザー）
- ・社会奉仕活動
- ・町、社協事業への参加や協力





日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社 埼玉県支部 吉見町分区

赤十字会員増強運動（5月1日～5月31日）

日本赤十字社は、国内の災害救護活動をはじめ、国際救護・救援活動、ボランティアの育成や救急法講習会の開催など「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ための活動を広く展開しています。

こうした活動はすべて、赤十字の理念や取組にご理解をいただいた方々から寄せられる活動資金（会費）や寄付金により支えられています。

毎年5月は「赤十字運動月間」とされ、この月間を中心に会員に加入していただくための「赤十字会員増強運動」が全国で行われています。

会員とは・・・

会員	日本赤十字社の目的に賛同し、運営に参画する個人又は法人 ・会費として年額2,000円以上をお納めいただき、会員申込みをされた方
協力会員	会員以外の者であって、日本赤十字社の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体 ・目安として年額500円以上2,000円未満をお納めいただいた方 ・年額2,000円以上をお納めいただいた方で、会員申込みをされない方

会員には、次のような権利があります。

- ・日本赤十字社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。
(ただし法人会員には被選挙権がありません。)
- ・毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。
(公告をもってこれに代えることができます。)
- ・日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

みなさまからお寄せいただいた会費は、国内外の災害救護活動、世界中の国の難民救済、火災等の災害時における日用品、布団、見舞金の支給など、幅広い活動に使われています。

赤十字社が諸事業を推進できるよう、何とぞご理解ご支援くださいますようお願いいたします。

吉見町分区の主な活動

● 災害救護、義援金・救援金の受付

- ・救護資器材の配備、救援物資の備蓄、火災等の災害時における日用品や布団、見舞金の支給
- ・国内で発生した災害等に対する義援金や海外で発生した災害等に対する救援金の受付

● 赤十字ボランティア

- ・赤十字奉仕団活動の支援

赤十字公式マコットキャラクター
ハートラちゃん



※吉見町分区では、毎年4月に福祉委員（区長）様を通じて、会員増強運動を行っております。



埼玉県共同募金会 吉見町支会

～ 地域の福祉 みんなで参加 ～

10月1日



▼
3月31日

赤い羽根共同募金

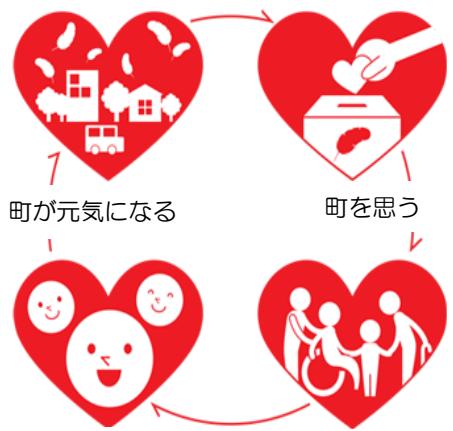
みなさまから寄せられた善意は



共同募金会 吉見町支会を通して



埼玉県共同募金会へ送金します。その後、様々な要望に合わせて配分されます。



手話・点字



災害時の支援



地域サロン



地域の防災活動



ボランティア支援



福祉・防災マップづくり

赤い羽根共同募金は、高齢者や障害を持つ方への福祉活動やボランティア活動等の地域福祉の充実を図るための募金活動です。

吉見町でも、毎年10月1日からこの運動が展開され、吉見町の「福祉」を育てる重要な財源となっています。

だれもが気軽に参加できる福祉活動として、皆さまのご理解とご協力をいただいております。

10月1日



▼
12月31日

歳末たすけあい募金

「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、新たな年を迎える時期に、支援を必要としている人たちが地域で安心して暮らすことができるようを行う募金活動です。

赤い羽根共同募金の配分金で次のような事業を行っています。

- ふれあい・いきいきサロン
- 福祉協力校
- 牛乳給食サービス
- 福祉団体助成
- 子どもの居場所づくり活動の推進
- 社協だより発行

歳末たすけあい募金の配分金で次のような事業を行っています。

- 歳末援護金
- 牛乳給食サービス
- 社協だより発行

介護保険事業等

【行動目標】

わたしたちは、常に利用者を中心とし、その人らしい在宅生活をサポートしていきます。利用者の立場にたち、利用者の声に耳を傾け、思いやりある明るい笑顔とやさしく丁寧な対応に心がけます。

そして、地域と共に、一体となって支えあう福祉のパートナーシップを築くため、広く学び、専門的知識や技術の向上に努め、人材を育成し質の高いサービスを提供します。

訪問介護事業所



訪問介護事業所では、介護保険利用者や障がい福祉サービス利用者宅にヘルパーがお伺いし、ご利用者が自立した生活を営めるよう身体介護や生活援助を行い、日常生活を支援します。

《サービスの内容》

- 生活援助・・・調理、洗濯、居室等の掃除、整理整頓、買物（生活必需品）、その他必要な家事
- 身体介護・・・食事の介助、排泄の介助、衣類の着脱の介助、入浴の介助、身体の清拭、通院等の介助
- ◎利用料は、各制度の介護報酬に従い、その方の負担割合に応じてご負担をいただきます。



通所型介護予防事業

社協では、吉見町から委託を受けて、吉見町介護予防施設「悠友館」で介護予防事業「げんきまもり隊」を実施しています。高齢者の心身機能や生活機能の向上を図ることを目的として悠友館に通っていただき、運動・栄養・口腔のプログラムを保健・医療・福祉の専門職が提供しています。ご利用は、地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。



開催日：週2回 火曜日、金曜日
休館日あり

開催場所：吉見町介護予防施設「悠友館」

対象者：事業対象者、要支援1、要支援2

期間：6か月間

居宅介護支援事業所

要介護認定を受けている方の ⑥居宅介護サービス計画（ケア・プラン）を作成する事業所です。相談・助言・申請手続きからお手伝いしています。
ケアプラン作成についての利用料金は無料です。

～介護サービスを受けるための流れ～

①申請手続（市町村窓口）



②訪問調査・主治医の意見



③審査・判定



④認定・通知



⑤面談・アセスメント



⑥居宅介護サービス計画作成 (ケア・プラン)

【サービス担当者会議実施】

⑦介護サービス開始・連絡調整



ケア・プランとは・・・

ご利用者が生活しているお宅で、ご利用者の心身の状態に合わせ、本人や家族の希望をくみながら、ホームヘルプサービス、デイサービス、福祉用具、住宅改修等に関する相談や助言を行います。

その上でご利用者が最適な介護サービスを利用できるように、ケアマネジャーが連絡調整を行いながらケアプランを作成します。



（在宅介護サービス）

- ・訪問介護 …ホームヘルパーが自宅へ訪問し生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理等）や身体介護（入浴介助、全身清拭、オムツ交換、服薬確認等）を行うサービス
- ・通所介護 …デイサービス事業施設等に通い、介護や機能訓練等を行うサービス
- ・通所リハビリ …デイケア施設に通い、理学療法や作業療法等の専門職がリハビリを行うサービス
- ・訪問リハビリ …主治医の指示のもと、理学療法や作業療法等の専門職が自宅へ訪問し、リハビリを行うサービス
- ・訪問看護 …主治医の指示のもと、看護師が自宅へ訪問し療養看護を行うサービス
- ・ショートステイ …施設に短期間入所し、食事・入浴等の介護や機能訓練等を行うサービス
- ・訪問入浴 …移動入浴車等で自宅へ訪問し、入浴介助を行うサービス
- ・その他のサービス
 - 住宅改修 : 手すりの取付け、段差解消、和式から洋式への便座取替等
 - 福祉用具貸与 : 手すり、スロープ、歩行器、車いす、特殊寝台 等
 - 特定福祉用具購入 : 腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具 等

【介護保険事業等のお問い合わせ先】

介護支援係 TEL 53-2110

老人福祉センター荒川荘

ほっ・・・と ひといき

よ

って

し

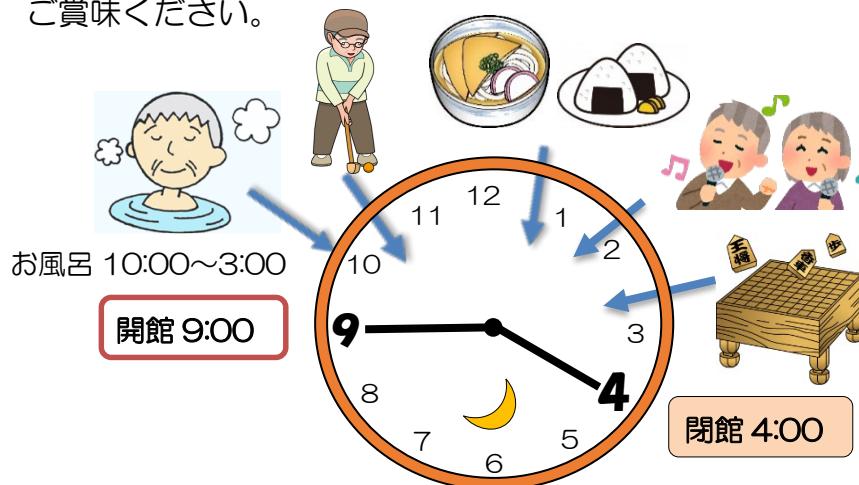
あわせ

み

んなの笑顔

皆様に愛されている荒川荘。パークゴルフで汗を流し、明るく広いお風呂で足を伸ばし心身のリフレッシュ、大広間でカラオケ、囲碁や将棋で勝負、仲間とたのしくおしゃべりなどなど、毎日の生活の中で気軽に出来かけられ「ほっ・・・とひといき」できる憩いの場としてどうぞご利用ください。

お食事も多彩なメニューをご用意しておりますので、ぜひご賞味ください。



・・・利用案内・・・		
町内に在住する方	満60歳以上の方 (町が発行する利用券を提示)	無料
	満60歳未満の方	200円
町外に在住する方	鴻巣市及び北本市に居住する60歳以上の方	300円
	上記以外の方	500円
<ul style="list-style-type: none"> パークゴルフ用具の貸出しができます。 各種宴会、会議等にもご利用いただけますのでご相談ください。 利用時間 午前9時～午後4時 休業日 毎週月曜日（祝日は除く）、祝日の翌日 年末年始（12/28～1/4） 		

誕生日お祝い券プレゼント

誕生日のお祝いに荒川荘から
プレゼントさせていただきます！
誕生日当日（休館日の場合は前後
1営業日）にぜひお越しください。
★証明できるものをお持ちください★

祝

売店ポイントカード



荒川荘売店で、お食事
1回につきタソフ1個。
20個集めるとお食事
1回分と交換します♪



～少人数送迎をご利用ください～

少人数の送迎サービスを行っています。気の合うお仲間とのひととき、ご近所の人との集いの場としてどうぞご利用ください。

●人 数 3～7人

●利 用 日 開館日の火曜日～金曜日

●時 間 迎えは10時から
送りは14時30分まで

※お申込みは3日前までにお願いします。

※20名以上の方は団体バスがご利用できます。

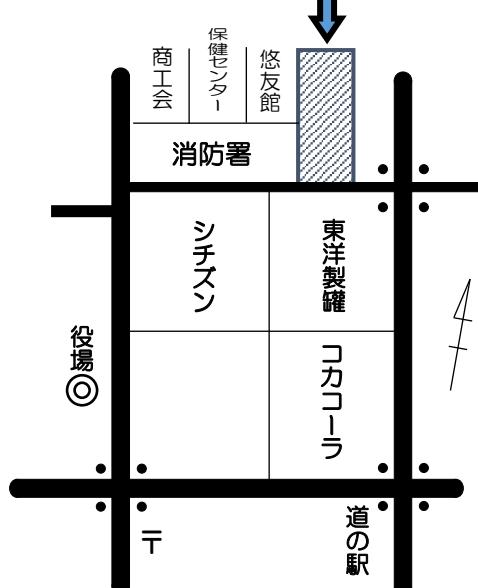
（要予約）

【申込み・お問い合わせ先】

☎ 荒川荘 54-4768

☎ 社会福祉協議会 54-5228

吉見町社会福祉協議会



～社会福祉協議会のシンボルマーク～



社会福祉及び社協の「社」を図案化し、
「手を取り合って、明るい、幸せな社会を
建設する姿」を表現しています。
(昭和47年6月全国社会福祉協議会制定)



ささえ愛 たすけ愛 つながる愛

 社会福祉法人 吉見町社会福祉協議会

【開所時間】8:30~17:15／月曜日~金曜日
(12/29~1/3 及び祝日を除く)

〒355-0118

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 1216 番地 1 吉見町福祉会館内

TEL 0493-54-5228 / FAX 0493-54-6905

<https://yoshimi-shakyo.or.jp/>

吉見町社会福祉協議会  へ
お気軽にお問合せください。

